

広島県水道広域連合企業団告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定により、広島県水道広域連合企業団の業務に係る公金の出納事務を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。

令和8年3月30日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

1 出納取扱金融機関

名 称	取扱事務の範囲
株式会社広島銀行	竹原市水道事業、三原市水道事業、府中市水道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業、安芸高田市水道事業、江田島市水道事業、熊野町水道事業、北広島町水道事業、大崎上島町水道事業、世羅町水道事業、神石高原町簡易水道事業、広島水道用水供給事業、広島西部地域水道用水供給事業、沼田川水道用水供給事業、太田川東部工業用水道事業、太田川東部工業用水道第二期水道事業、沼田川工業用水道事業

2 収納取扱金融機関

名 称	取扱事務の範囲
株式会社中国銀行	竹原市水道事業、三原市水道事業、府中市水道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業
株式会社山口銀行	東広島市水道事業、廿日市市水道事業
株式会社もみじ銀行	竹原市水道事業、三原市水道事業、府中市水道事業、三次市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業、安芸高田市水道事業、江田島市水道事業、熊野町水道事業、北広島町水道事業、大崎上島町水道事業、世羅町水道事業
広島信用金庫	三原市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業、熊野町水道事業
呉信用金庫	竹原市水道事業、三原市水道事業、東広島市水道事業、江田島市水道事業、熊野町水道事業、大崎上島町水道事業
しまなみ信用金庫	三原市水道事業、庄原市水道事業、東広島市水道事業、神石高原町簡易水道事業
広島みどり信用金庫	三次市水道事業、庄原市水道事業
広島市信用組合	竹原市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業、安芸高田市水道事業、北広島町水道事業、大崎上島町水道事業
広島県信用組合	三原市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業、熊野町水道事業

両備信用組合	三原市水道事業、府中市水道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業、世羅町水道事業、神石高原町簡易水道事業
中国労働金庫	竹原市水道事業、三原市水道事業、府中市水道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業
広島市農業協同組合	北広島町水道事業、大崎上島町水道事業
ひろしま農業協同組合	竹原市水道事業、三原市水道事業、府中市水道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業、安芸高田市水道事業、江田島市水道事業、熊野町水道事業、北広島町水道事業
尾道市農業協同組合	世羅町水道事業
福山市農業協同組合	府中市水道事業、神石高原町簡易水道事業
広島県信用漁業協同組合連合会	東広島市水道事業、廿日市市水道事業、江田島市水道事業
株式会社ゆうちょ銀行	竹原市水道事業、三原市水道事業、府中市水道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業、安芸高田市水道事業、江田島市水道事業、熊野町水道事業、北広島町水道事業、大崎上島町水道事業、世羅町水道事業、神石高原町簡易水道事業

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 令和5年広島県水道広域連合企業団告示第16号（広島県水道広域連合企業団の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定）
 - (2) 令和5年広島県水道広域連合企業団告示第17号（広島県水道広域連合企業団の業務に係る収納の事務の一部を取り扱わせる収納金融機関の指定）